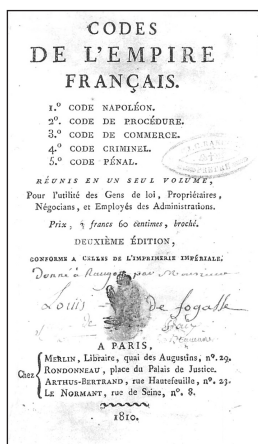


「六法」の源流を求めて

名古屋大学大学院法学研究科教授 石井 三記

周知のとおり、「六法」という呼称の初出は、箕作麟祥[みつくり りんしょう]が明治初期に翻訳していった『佛蘭西法律書』(明治8年) 訳者「例言」冒頭部分、すなわち「憲法、民法、訴訟法[民事訴訟法]、商法、治罪法[刑事訴訟法]、刑法」の六つの法を集めた書物のことを六法と述べて説明した箇所にあるとされている。

わが国最初の『六法』なるものの出版は、したがって、この六つの法が出そろったとき以降ということになる。じっさい、1890年(明治23年)こそ、民法、民事訴訟法と商法が公布され(ただし、民法と商法は施行延期)、前年の大日本帝国憲法、十年前の刑法ならびに刑事訴訟法と、六つの法を集めた書物が、すくなくとも三つの出版社から出されている。博文社の『日本六法全書』、金櫻堂の『大日本六法全書』、そして博文館の『帝国法典』がそうである。



箕作が訳出した原本は19世紀中葉の *Les Codes français* [『フランス諸法典』] であるが、これは19世紀はじめ第一帝政期の *Les cinq Codes* [『五法典』] に行き着くことが知られている。ちなみに、フランスでは憲法はcodeではない(フランス政府の法令サイトLegifranceも参照されたい)。この五法典の出版物は、フランス国立図書館のカatalogを見る限りでは、1811年の版がもっとも古いのだが、五法典が出そろうのは1810年である。すなわち、1804年のフランス民法典(この名称は、領土拡大ならびに皇帝の立法事業を讃えて、1807年にナポレオン法典とする法令が出されるので、ナポレオン法典は民法典のことになる)、以下、民事訴訟法典(1806年)、商法典(1807年)、治罪法典(1808年)、刑法典(1810年)である。

そうすると、日本の例に見られるように、1810年に五法典の書物が出版されていることが予想されるわけで、数年前にパリの古本屋で上のタイトルページの古書に出会ったときの感動はいまも忘れられない。この『フランス帝国法典』が1810年にして第2版となっている点も興味深い、さしあたりは、この手の出版物の需要が多かったことが持ち主の肩書が「治安判事」とあることにも示されている。なお、1828年に *Les six Codes* [『六法典』] が出版されているのだが、その六番目は森林法典のことである。これらの判型は一般に十二折判のコンパクトなものであって、しかも法典ごとに本の「小口」部分の色を違えることによって、すばやく条文を探すことができるようになっている。アンシャン・レژیーム期の法律書がフォリオ判の重厚なものだったことからすると、ポケットに入れて法廷などにも容易に持ち運びできるようになったのである。この革命的变化は今日の法令アプリの登場にも、あるいは逆に歴史をさかのぼって2、3世紀の巻物(rouleau)形式から冊子(codex)体への転換にも匹敵するものといえよう。